

## 第116回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和7年6月16日(月) 午前9時30分から午前10時30分
- 2 開催場所 久賀公民館 2階 大会議室

### 3 出席農業委員 (11人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

### 4 欠席農業委員 (3人)

- 3番 大谷 正樹
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文

### 5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

## 6 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用  
集積等促進計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 7 農業委員会事務局職員

事務局長 大久保弘史

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 田村 諒介

議長 それでは、只今より第 116 回周防大島町農業委員会総会を開催したいと思います。本日の附議事項は、議案 9 件、審査会 1 件、報告事項 5 件その他諸連絡となっております。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは本日の出席者についてご報告をいたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員は 11 名、欠席委員 3 名、出席をお願いいたしました農地利用最適化推進委員につきましては 4 名の出席をいただいております。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 6 番小柳委員と 7 番袴田委員よりお願いしたいと思います。よろしく願います。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、耕作が困難なため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、従前より管理していた譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 10 番藤元委員にその後の補足説明などがありましたら願います。

10 番 先日譲受人の方と一緒に現場を見て参りました。譲受人の方は譲渡人とご親戚の関係になって譲渡人が東京の方にいらっしゃるんで今までは借りた土地にミカンを植えていたみたいなんですけど、今回家の方を売却するに当たり家は他の人が買うんですが今回話があって買うことにしたようでした。現在ミカンが上の段と下の段両方に植わってこの書類にもですね、結構な数のミカン畑を所有している方で問題なく使用できる引き続き耕作していただ

るという風に聞いています。問題ないんじゃないかと思います。よろしくお願ひします。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することといたします。続いてNo.2について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.2についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、5ページから8ページをご覧ください。本事案は、相続により取得した申請地について、農業経験もなく、後継者もいないことから譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、既植の柑橘などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員5番角井委員からその後の補足説明などがありましたらお願いします。

5番

先日私のみで現地の方を確認し司法書士さんとも連絡を取り状況の聞き取りを行っております。推進委員さんがですね、入院されてるってことなので私のみでの対応行わせていただきました。農地の方は現在広島の方で勤務されてる方が宅地と建物を含めて一括で買い取るということになるということです。まず売買価格というのは宅地建物等含みまして農地のみの価格というのは特に出ないということだったんですが、価格を出すということであれ

ば固定資産税評価額で案分する形になるという説明を受けましたので宅地建物入れて農地も入れての評価額で言ったらおそらく高く見積もって10万から20万程度になると思いますのでそこまで外れた金額にはならないかなと思います。管理についてなんですが、週末に来られて当面は定年退職されるまでは管理をされるということでした。面積的にも大して大きくなくてですね、十分に週末の管理でもできるんじゃないかなと思います。植わってるものについては、●●●●は雑柑類と手前側が野菜畑●●●●の方はですね、宅地のそばなんですけれどもミカンとウメとマキノキにアマナツがちょこちょこ色んな形ではありました。現況は草の管理はされておりました。そのあとのことなんですが、防除機等書いてないので柑橘ミカン栽培される場合はミカンバエという寄生虫がいるので必ず防除を徹底してくださいということをお司法書士さんの方には伝えているんですが、改めて本人の方にも伝えていただければと思います。またあの程度だったらおそらく自家消費でも消費できるかなというところがあります。出荷先が当面出荷予定なしになってたんですが自家消費で対応できるかなと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局並びに担当委員の説明でご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.3についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、8ページから14ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、管理が難しいため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数が

ら見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、綿花や野菜などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 1 番 6月9日に現地を確認しております。譲渡人広島ってなっとるんですけど、親がその畑の前の本家の方におりまして3年前に亡くなってそれ以降畑の方も耕作放棄地となっております。譲受人の方は染色業をやっておりましてこの土地で綿花等を栽培しながら耕作をしていきたいというような話をしております。以上です。

議長 國次委員。

1 2 番 (推進委員) 私の方は別にありません。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、15 ページから 19 ページをご覧ください。本事案については、療養中で耕作困難なため、申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計

画書の農機具の確保予定や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員4番沖村委員、推進委員21番中田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

4番

まず畑の方なんですけど●●●●は●●●●の集落内にある畑になります。それから●●●●これは●●●●の集落にある畑になります。この畑についてはいずれも作物は植わっておりません。けどまあ維持管理ということで毎年草刈りをして植えられる状態にはあります。そういう状態になっておりますので日ごろ近くを通過してその状況を見ておりますので特に畑についてはそういった状況なんで聞いておりません。ただ今後の管理については、この13日にお話を聞こうと思って●●●●さんは広島ということなので●●●●さんの方にお邪魔してお話を聞きました。昔からまあ交友があつてその辺色々まああつたわけですが、最近●●●●さんが脳梗塞で倒れまして今リハビリをやっておるといふことでなかなか畑の管理も困難になっておるといふことなんで誰か作ってもらえたらということで●●●●さんの方に相談したら私が作りましょうという風な話になったようです。今後やっぱし家の近くとか集落の中にある畑ですから迷惑になったらいけないという風な考えがあるようで相談したら●●●●さんの方が受けてくれるという風な話だったようです。畑については今後レモン中心に栽培していきたいということでした。管理については広島なので通作といふか通いながら管理で行きたいということでしたが必要があれば●●●●さんの方の家に泊まらせていただけることもできるので泊まりながらその辺の指導を受けて管理していきたいということでした。農作業についてもいろいろと機械もいりますけど草刈り機等は買いますが高いものについては●●●●さんの倉庫に今まで管理してきたものがありますのでこれを借りながら管理をしたいということでした。金額の方が二人が納得して買われているようなんでそれ以上はちょっと聞けませんでした。以上で終わります。

議長

続きまして中田委員。

21番  
(推進委員)  
補足説明ですけれども16ページ17ページそれぞれ二か所の農地があるわけ  
ですけれどもそれぞれ軽四も横付けできて平坦な農地ということで条件的に  
はいい場所であると思います。現状先ほどお話があったように何も植わって  
おりません。以前温州ミカンを育てたり等植えておりまして伐根した状態で  
年に数回草刈りをするということですのですぐにでも植栽して農地として管理でき  
るのではないかと思いますので特に問題はないという風に思います。以上で  
す。

議長  
ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたら願  
いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許  
可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。  
続いてNo.5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局  
はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.5についてご説明  
させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それ  
では農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資  
料は、20ページから24ページをご覧ください。本事案については、利用権  
により貸し借りしている申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人  
が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営  
農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、  
権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適  
格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該  
当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しま  
せん。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、  
耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止  
要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、引き続き  
水稻を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用  
に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には  
該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長  
引き続きまして、地区担当の農業委員9番岡村委員からその後の補足説明な  
どがありましたらお願いいたします。

9 番 先日推進委員さんと譲受人の方とお話してきました。もともとこの譲受人の人が耕作していて水路の管理もすべてこの人がやっているのも特に問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.6について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.6についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、25ページから28ページをご覧ください。本事案については、耕作困難なため申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員1番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番 先日現地を確認してまいりました。ここに関して言うと現地は今伐根された木とかちょっと集めて置いてある状態ではあるんですけども畑自体はもうき

れいに整備されている状態で購入される譲受人に関してもすぐ隣に家があるという立地なので特に問題なく管理されると思います。以上です。

議長 福田委員。

1 番  
(推進委員)

別にありません。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。大内委員。

8 番  
すみません、農地のことじゃなく資料のことなんですけれども25ページの農地等権利移動許可申請書の譲受人農作業に従事する者の状況の所を見て奥様の方が本人で●●さんですかね、は妻になってますがこれはこの資料のミスでしょうか。はいわかりました。

議長 ほかに何かありましたら。

(質問等なし)

ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.7についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、29ページから32ページをご覧ください。本事案については、宅地及び建物を譲り受け、農地については、下限面積要件が撤廃されたため、このたび正式に譲り受けるものです。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数か

ら見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 先日ここを確認してまいりましたが圃場に関して言うと譲受人が以前から土地建物自体は以前から購入されていてそれに合わせて今回の申請地に関して本人が以前から管理している状態です。以前の状態からするとずいぶんきれいになっていて本人も仕事柄留守にしていることがちょっと多いんですけども譲受人の姉の夫婦が近所に住まわれておってちょこちょこ面倒を見ておられるので問題なく管理されると思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、33ページから37ページをご覧ください。本案件は、令和4年7月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場久賀総合支所から北東に約1.6mに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、本案件は、譲受人は町内に住所を有する宅地建物取引業者で、自社で申請地周辺を分譲しており、また将来需要が見込まれるため新たに建売分譲住宅を建築

する計画となります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、残高証明書及び融資証明書が添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、周防大島町環境保全基本条例に基づく開発地区内行為の届出済みです。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当はありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員6番小柳委員、推進委員1番福田委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6番 先日現地を確認してまいりましたが、土地に関して言うともうすごい荒れてしまっている状態でここが開発されるというのは問題ないかなと思うんですけど、36ページの計画図なんですけども、計画図の上の方にある水路がわりと小さい水路で出口のところで折れ曲がってる構造になってるんですけども、ここに何か物が詰まったりしたり増水したりしてあふれるようなことになったりするとちょっと下にこの計画図には載ってこないですけども、すぐ近くに土地の形状として若干広がっているところに現在使用中の倉庫がありましてそちらの方に水があふれて冠水させるようなことがあると問題になってくるので水路の管理に関して徹底してもらおうということを譲受人の方に指導していく必要があるんじゃないかなと思います。以上です。

議長 続きまして福田委員。

1番  
(推進委員)

別にありません。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いてNo.2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.2についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、38ページから42ページをご覧ください。本案件は、令和6年11月の総会で農用地からの除外についてお諮りした案件となります。まず、立地基準についてご説明させていただきます。農地の区分は、沖浦出張所から北西に約1.8kmに位置する、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、休耕となっている申請地に自己用住宅を建築する計画です。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後約1年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業実施にあたり、隣接する譲渡人所有の宅地も利用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番

以前の申請の際に推進委員の中川さんと一緒に現地を確認しにいきました。その際に知人である●●●●さんからもお話を聞くことができました。譲受人は●●●●にいらっしゃるということでお話は直接は聞いてはいないんですけども今回宅地に入るまでの申請地である農地を購入されたいということで今回も土曜日に現地を見に行きました。40ページにもありますが宅地に入るまでにその申請地である農地を通らないと宅地には入ることができま

せん。そのため現在の状況としては従来植えられていた花木が大分大きくなって生い茂っている状態ではありました。そのため宅地として現在の宅地の場所を使用するには農地の変更はやむを得ないのかなという風に認識しております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願いいたします。角井委員。

5番 今これ買われた方に言ってもしょうがないことなんかもしれないんですけどこの41ページの右側というか上側と言うかのやつだとなんかもう現時点農地に引っかかって非常に微妙な違反転用されてたのかなどうなのかなというのちょっと気にはなるんですけど。まあそのあたりがこれできれいになるんじゃないんですけど。

議長 今の確認は宅地が一部農地にかかるとるのではないかということ。

5番 農地かかってた状態がまあ違反転用状態がしばらく続いていた土地なんかなどうなんかなというところをちょっと確認させていただきたいなっていう。

議長 これは事務局の方が回答できますか。

事務局 ここの41ページの土地利用計画図なんですけれどもこれは新たに今回建てる計画なので以前今建ってる宅地の所は宅地部分へ建ってるという認識なんで大丈夫だと思います。

5番 わかりました。失礼しました。

議長 他に何かご質問がありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可することに決定をいたします。続いて日程3、審査会1に移ります。農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。事前にお送りしております、農用地利用集積等促進計画についてをご覧ください。基盤法及び機構法が一部改正されたことに伴い、農地の貸借は、基盤法に基づく集積計画から機構が定める促進計画に一本化され、このたび農用地利用集積等促進計画の策定にあたり、お諮りする次第です。令和7年6月25日告示予定で使用貸借74件88,292㎡、賃貸借5件4,095㎡、合計79件92,387㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明にご質問がありましたらお願いたします。角井委員。

5番 これ質問というか要望というかなんですけどいただいている資料が地区がバラバラすぎてすごい見づらいんですよ。日良居なら1ページ目に日前があって3ページ目にまた日前が出てきたりとか。なので当該地域である程度ソートしていただくと担当地域の所が特に確認しやすくなるので。これを作った人が機構のほうなんか町のほうなんかとかもあると思うのでなかなかどこまで対応できるかって問題にはなると思うんですけどお願します。

議長 これは事務局でたぶん登録順に記載されているが地区順に変更することが可能なかどうか。

事務局 促進計画の事前資料について今回初めてなのでどういったことが見やすいようにできるか検討させていただけたらと思います。

議長 今の回答でよろしいですか。表現の仕方を工夫するということで提案を受けると回答いただきました。他に何かご質問がありましたら。小柳委員。

6番 これは何か個人のことを聞いても大丈夫なんですかね。借りる人とか。ちょっとたくさん借りる人がいるのでどういう人かなというの聞いてみたかったんですけども。

議長 事務局回答できますか。今後課題でもいいけど。部外秘という前提でちょっとこの中で審議をさせていただきたい。具体的にどなたが。

6番 ●●●●さんという方が今回すごくたくさん借りられている形になってるんですけども新規の方なのかちょっとどういった方なのかというのが気になりました。

議長 農地ナンバーでいうところの。

5 番 4 1 から 5 6 の。

議長 では藤元委員回答をお願いします。

1 0 番 ●●●●さんですが●●●●の方に在住している方で結構大きめ広大に田んぼを作られている方です。基本的には●●●●が多いですが●●●●、●●●●それから●●●●の方にもちょっとあったかな。●●●●とあと●●●●の方にもちょっと作ってますね。あとどこだったかな。結構広めに作ってんですけどもだいたい●●●●が多いかな。あと●●●●が多いですね。結構前から作ってます。規模が大きくて機械も十分見合うだけの大きい機械も所持されているので問題ないと思います。

議長 小柳委員よろしいですか。他に何かご質問なりがありましたら。

(質問、意見なし)

よろしいですかね。質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答することを決定をいたします。続いて、日程 4、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。平野、和佐、西屋代、久賀にて 5 件の現況確認を行い、農地、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は 43 ページから 62 ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願いをいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いをいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりご報告をお願いをいたします。

事務局 次回総会開催日は 7 月 1 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から、久賀公民館 2 階 大会議室を予定しております。次回より 9 月までは午後から開始する予定ですのでご注意下さい。議案送付は 7 月 4 日 (金) までを予定しております。次

に農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて、お手元にお配りしております農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出についてをご覧ください。今年も農業会議より農地利用の最適化の推進に関する意見について提出を求められています。ご意見等ございましたら次回総会までにご提出をお願いいたします。提出された意見を取りまとめて8月に農業会議に報告する予定としております。

議長 もう一件事務局の方からご報告をお願いします。

事務局 令和7年度予算における担い手支援に係る補助金についてという一枚ものでお配りしております。こちら担い手支援にかかる補助金についてこの場を借りて農業委員の皆様にご紹介させていただきたいと思っております。こちらは主に新規の担い手の支援に係るものに補助金ですが、もし該当者がいましたら町にあっせん等をお願いします。簡単ですが事業ごとに説明させていただきます。まず一つ目が新規就農者確保事業経営開始型補助金でこちら対象者が認定新規就農者に対して最長3年間年間150万円給付を行います。二番目が新規就農者確保事業新規就業者定着支援補助金こちらは雇用就業資金を受給する農業法人等に対して交付するものです。こちらは50歳未満の新規就農者を雇用して受け入れた法人に5年間の補助を行います。国の雇用就農資金こちら年40万円×4年なんです。こちらに上乗せで補助される補助金になります。三番目が新規就農者農地確保支援事業補助金こちらは認定新規就農者に対して中間管理機構を通して補助を行います。こちらは認定新規就農者の農地の賃借料を契約期間の二分の一上限5年を無償とする事業になっています。四番目が新規農業就農者定着促進事業就農前準備研修事業ということになります。こちらは対象者が3名ありまして就農準備資金受給者と指導農家、応援農家がございます。就農準備資金を受給している研修生を指導する農家に対して72万円の補助を行います。さらに研修生と応援農家に対して上乗せの補助を行うものになっております。五番目の新規就農者経営発展事業世代交代補助金こちらは6月の補正予算で計上を予定しているものになっております。こちらは令和4年以降に経営開始した50歳未満の認定新規就農者又は認定農業者に対しての補助金なんです。経営開始資金や経営発展支援事業等との併用が不可となっております。六番目の農業振興対策一般経費に計上されているものでございますが周防大島町農業承継者支援事業支援金です。こちらは事業承継を行う者に対しての補助を町から20万円補助するものになります。以上になります。

議長 事務局の方から農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出についてのご提案と令和7年度予算における担い手支援に係る補助金について概要説明がありましたけれども何かこの二項目で意見がありましたら。角井委員。

5 番 農地利用最適化推進施策の方に関してなんですけれどもこれの範疇まで要望というか意見が出せるものなのか。こないだから青壮年部とかの方で農業インフラがかなりもう傷んできて、特に水稲とかで従事者も少なく管理も間に合わんしそこが崩れたら結局畑とか道の方にあふれきて、まあ災害につながってくるから単純にその受益者だけで見ろって言われても限界なんですって話が出たりですね。やっぱりあの大規模化っていってもこの島の中山間地とかでああいう水稲の方から聞いた話しゃべっちゃったんですけども、大きくまずやりましょうってみたいな話をされてもできんよねっていう話が出てるんでまあそういう中山間向けの何か施策とかそういう話とかも聞いたりするんですけど、それがこの範疇の話なのかもっと別の範疇の話なのかとか要はこういうことについてを書いてほしいんですっていうのがあれば言っただけだとそれ中心に要望というか意見があれば書かせていただこうかなと思うんですけど。何でもいから書いてくれちゃうんだったら何でもいい書きますし。

議長 これは私の方からご説明しましょうか。今配られた資料の3ページ目に農地等利用最適化推進施策の改善の関する意見取りまとめ要領として県の農業会議が出してきた通知があります。基本的にはここに係る7年度重点検討項目として1から7まで一応こういう項目について書いてほしいということで農業会議が設定した方法がありますけれども基本的にはこれから外れとったとしても意見としては出していいだろうと。最終的にそれを農業会議の方で採択するかどうかは別として意見として提言をするというのはあってもおかしくないと思っておって。少なくとも意見としてみてください。出してもらって周防大島町農業委員会として県に出すかどうかその段階でまた議論する。出した段階で県の農業会議がそれを採択するかどうかは県の常設審議会の中でのご意見になりますから。一応その手順を踏んだもの出さなければ無視させるだけですから一応出してください。いいと思います。他になにかご質問なりがありましたら。岡崎委員。

2 番 一つちょっと質問がありますけど四番目担い手支援補助金についての四番目の新規就農者定着促進事業の中の応援農家さんていうのはどういった類なんでしょうか。

事務局 応援農家についてなんですが、指導農家については県の指導農家の実施要領に基づいて県の認定を受ける必要があるものになっているんですが、応援農家については県の定着促進事業就農実習を受けることによって1200時間がこの国の指導助成金を受ける1200時間研修を受けることっていうのが要件になっているんですが、それに上乗せして研修を行う者についてはその応援農家という形で指導していただける応援農家の方に上乗せの補助を行うものになりましてこちらは町であったり柳井農林水産事務所、農協が話し合

って認めた方が認定になります。

議長 指導農家に関しては県が定めた要領に基づいて認定を受ける必要がある、応援農家に関してはそれではないけど町なり柳井農林水産事務所なり農業団体そのあたりで協議をした対象として応援農家はこういう方がありますと定めるって理解でいいですか。

事務局 はいそうです。町が認定というか町の方で決めるので。

議長 岡崎委員今の回答でよろしいですか。

2番 はい。ありがとうございました。

議長 じゃあ宮本委員。

1番 担い手支援に係る助成についてこれの利用実績、まあ今までのこれってどのくらい活用されてるもんなんかなと。まあ私が使ってるのも結構あるんですけど。町内でどの程度何人ぐらいとかそういう年間なりとか今までに何人とかそういうのがちょっとあると教えてください。

事務局 こちらの実績については来月の農業委員会で報告させていただけると。

1番 わかりました。お願いします。

議長 他に何かご質問なりご意見がありましたら。よろしいですかね。それではいったんこの事項についても皆様のご了解をいただけたとして閉じたいと思います。以上をもちまして第116回周防大島町農業委員会総会を閉会をしたいと思います。

上記は、令和7年6月16日開催の第116回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和7年 7月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_